

新型コロナに関する支援制度（融資・助成・労働）について

令和2年4月13日現在

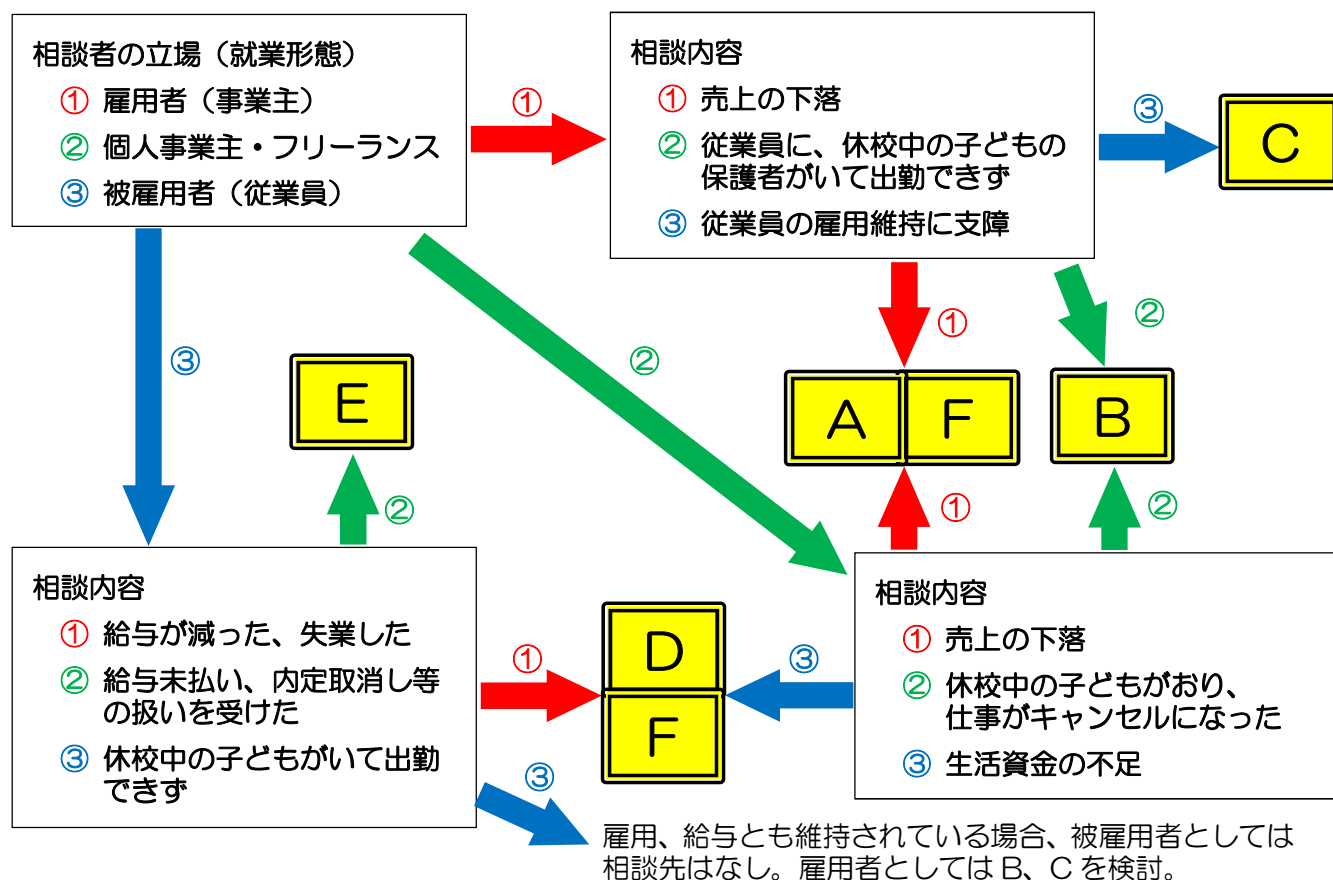
※各種支援制度は日々アップデートされています。最新の情報は、各問合せ先にお尋ねください。

国や愛知県では、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮している事業者の方や、フリーランスの方、子供のいる従業員の方他がご利用いただける融資や補助制度を用意しています。

制度によって相談者や相談内容によって取扱い窓口が異なりますので、下のフローチャートにより確認して、該当窓口にお問い合わせください。（相談先が複数となる場合があります）

次のチャート図をもとに、あてはまる記号の制度と連絡先をご確認ください。

*チャート図（スタート）



A	事業資金等の融資、給付のご相談	P.2
B	小学校休業等対応助成金	P.6
C	雇用調整助成金	P.6
D	生活資金等の融資、給付のご相談	P.7
E	労働に関するご相談	P.7
F	税、社会保険料、公共料金等の支払猶予等	P.8

A.事業資金等の融資、給付のご相談

融資については①から③まであります。また、②セーフティネット、危機関連保証についての認定を用いるかは、4 ページ目のフローチャートをご参照ください。

融 資 概 要

制 度 名	愛知県信用保証協会				日本政策金融公庫		
	つなぎ資金 (環コロナ対策)	SN4号 (環セ100)	SN5号 (環セ80)	危機関連 (環危)	セーフティネット	特別貸付 (個人事業主) (中小企業)	
対象となる 売 上 減 少	1 円以上	20%以上	5%以上 (指定業種)	15%以上	5%以上	5%以上	
限 度 額	5,000 万円	8,000 万円		8,000 万円	4,800 万円	6,000 万円	3 億円
融 資 期 間	3 年	1～10 年	1～10 年	1～10 年	運転8年以内	運転15年以内	
据 置 期 間	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	3 年以内	5 年以内	
年 利	1.2%	1.1～1.4%	1.2～1.5%	1.1～1.4%	有担保：1.21%等	1.36%等	1.11%等
利 子 補 給	当初1年分 100%	×	×	×	当初1年分 30%	当初3年0.9%引き※1 利子補給あり※2	
信用保証料	0.38～1.74%	年0.79%	年0.67%	年0.79%	—	—	
保証料助成	100%	50%	50%	×	—	—	

赤字は一宮市の事業

※1 上限あり。国民事業（個人事業主向け）3,000 万円、中小企業事業 1 億円。

※2 上記の枠について、条件を満たす方は利子補給を受けられます。詳しくは後述。

（1）融資のご案内

① 愛知県の緊急つなぎ資金

メリット	- 対象となる要件が広がっています（申込の月の、1～3 か月前のいずれかの月の売上が1円以上減少していること） - 信用保証料ゼロです（県保証協会が全額負担） 融資期間3年のうち、当初1年の利子を全額助成します
備考	- 融資期間は選択できません（3年／繰上げ返済可能） - 設備資金には使えません
問合せ先	各金融機関

つなぎ資金概要



② セーフティネット、危機関連保証

1 セーフティネット“4号（環セ100）”、“5号（環セ80）”

メリット	信用保証料を50%助成します - 融資期間は「つなぎ資金」より長くなります
備考	4号は、コロナウイルスの影響で、直近の売上（令和2年1月以降）が前年より20%以上落ちていることが条件です 5号は、指定業種（不況業種）で、直近の売上が前年より5%

SN4号概要



	以上落ちていることが条件です ・4号、5号は合算 8,000 万円まで借りられます。また、「経営安定」も含めた融資枠は 2 億 8,000 万円です。ただし、「経営安定」は信用保証料の助成はありません(認定はします)
問合せ先	融資について：各金融機関 認定について：市商工観光課 融資G 外線：0586(28)9132 内線：1631、1632

SN5号概要



2 危機関連保証“6項”

メリット	・融資期間は「つなぎ資金」より長くなります
備考	・直近の売上(令和2年2月以降)が前年より15%以上落ちていることが条件です ・信用保証料の助成はありません(認定はします)
問合せ先	融資について：各金融機関 認定について：市商工観光課 融資G 外線：0586(28)9132 内線：1631、1632

危機関連概要



認定の申請についてはこちら

4号



5号



6項



③ 日本政策金融公庫の貸付

1 経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)

メリット	・当初1年の利子(年利1.2%)を30%助成します
備考	・利率は、担保の有無、融資期間で異なります。詳しくは、下記問合せ先にお尋ねください
問合せ先	事業資金相談ダイヤル 電話：0120(154)505 平日9時～19時 日本政策金融公庫 一宮支店 電話：0586(73)3131 平日9時～17時

公庫・SN概要
(国民事業)

2 いわゆる「国の無利子無担保の融資」(新型コロナウイルス感染症特別貸付)

メリット	・個人事業主向けは 3,000 万円まで、中小企業向けは 1 億円まで当初 3 年間の利率が引き下げられます ・次の「実質無利子」の条件を満たす方は、この 3 年分の利子が後日補てんされます
------	--

	◆直近の売上が前年より 20%以上（小規模事業者法人は 15%以上）落ちていること
備考	・利子補給の実施機関は、現時点で現在決まっています
問合せ先	事業資金相談ダイヤル 電話：0120（154）505 平日9時～19時 日本政策金融公庫 一宮支店 電話：0586（73）3131 平日9時～17時 <u>現在、窓口が大変込み合っているとの情報を受けています。</u> <u>郵送、インターネットでも申し込いただけます。</u> 特別貸付・個人事業主向け 必要書類等  個人事業主向け申込用 ネットフォーム 

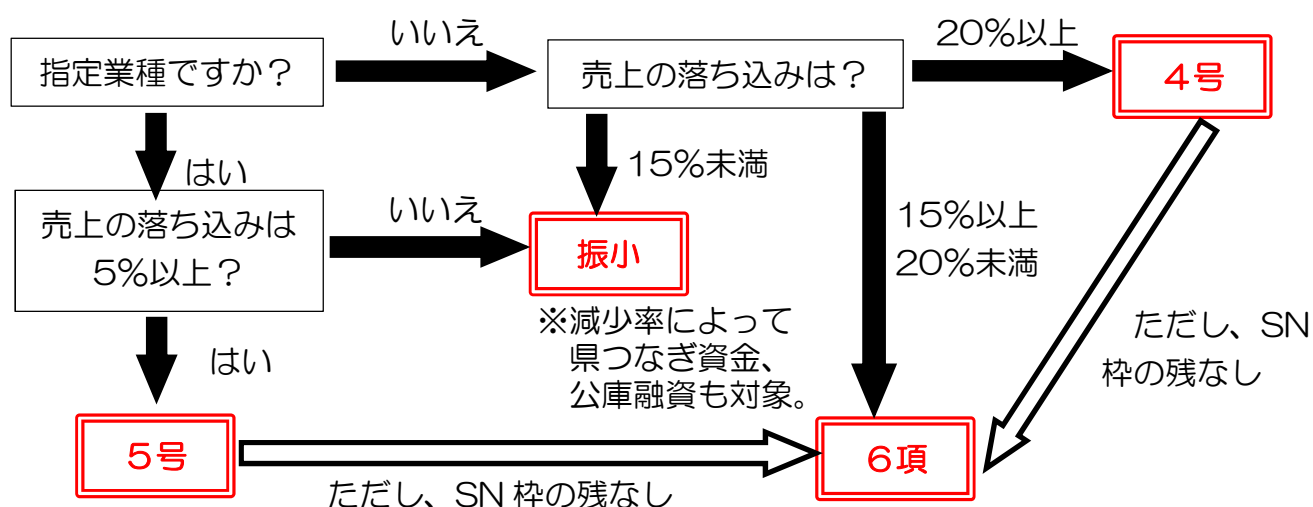
公庫・特別貸付
(個人事業主向け)



「直近の売上」は、以下を除き、直近 1 か月の実績と、向こう 2 か月の見込みを合算した 3 か月予測のそれぞれについて、前年の同時期と比較し確認します。

- ・5号認定は、直近 3 か月の実績です。ただし、当面、特例的に上記の見込み予測で受けま
- す。
- ・県のつなぎ資金、公庫の特別貸付自体は、直近 1 か月の実績です。
- ・県のつなぎ資金は、総利益の落ち込みでも可能です。
- ・その他、「創業 1 年未満」「店舗、事業増加で単純比較できない」など特例措置あり。

*セーフティネット、危機関連保証の認定についてのフローチャート



（２）持続化給付金

対象者	中堅・中小企業、小規模事業者、個人事業者等（フリーランス含む）、その他法人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者
給付額	前年の総売上－（50%以上減少の月の売上×12） ※上限 法人：200万円、個人事業者等：100万円
申請先	・原則としてオンライン申請の予定
問合せ先	中小企業庁 金融・給付金相談窓口 電話：0570（783）183 平日9時～17時

（３）経営基盤強化、労働環境改善の公募型補助金（一部）

国では、経営基盤の強化や、労働環境を改善する企業に対し、多様な支援メニューを用意しています。詳しくは右のQRコードからご確認ください。

●ものづくり・商業・サービス補助 ・部品の内製化、国内への拠点移転などへの設備投資 など	ものづくり補助金事務局 電話：050（8880）4053 平日10時～17時
●持続化補助 ・ビジネスモデルの転換 など ※売上10%以上減少の場合、優先的に支援します。詳しくは市ウェブサイト（ID：1033613）	全国商工会連合会 ：03(6670)2540 平日9時～12時、13時～17時 または 日本商工会議所 ：03(6647)2389 平日9時30分～12時30分～17時30分
●IT導入補助 ・テレワーク推進のためのツール導入 など	（一社）サービスデザイン推進協議会 電話：0570（666）424 平日9時30分～17時30分

経済産業省



持続化（商議所）



（４）経営に関する相談先

愛知県信用保証協会	0120（454）754
愛知県中小企業団体中央会	052（485）6811
一宮商工会議所	0586（72）4611
尾西商工会	0586（62）9111
木曽川商工会	0586（87）3618
愛知県よろず支援拠点	052（715）3188
愛知県商工会連合会	052（562）0030
商工中金 名古屋支店	052（951）7581
日本政策金融公庫 一宮支店	0586（73）3131
下請かけこみ寺	0120（418）618
中部経済産業局 下請Gメン	052（589）0170

B.小学校休業等対応助成金

対象者	次のいずれかの理由により、有給休暇を取得した従業員（保護者）を雇う事業主、または、次のいずれかの理由により、決まっていた仕事がキャンセルになったフリーランスの方（保護者）自身が対象です。 <u>6月末</u> までの休校が対象。 ・新型コロナウイルス対策のために、通学する小学校等が臨時休校した子どもがいる ・新型コロナウイルスに感染した（感染疑い及び濃厚接触者を含む）子どもがいる
助成額	事業主 ：有給休暇の間の賃金×10分の10（上限 8,330 円） フリーランス ：1 日当たり 4,100 円
申請先	愛知県は中部地区。下記に書類で申請 〒170-6025 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 25 階 学校等休業助成金・支援金受付センター
備考	・原則として、障害児を除き小学校と幼児教育施設の休業が対象です
問合せ先	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 電話：0120(60)3999 全日9時～21時

助成金概要
事業主向け



助成金概要
フリーランス向け



C.雇用調整助成金

・事業縮小を余儀なくされた事業主が、雇用維持のための休業手当に要した費用を助成します

対象者	生産指標が5%以上悪化し、従業員（雇用保険被保険者に限らない）を休業させ、休業手当を支払った者
対象期間	1年間で100日＋（4月1日～6月30日にあたる日数）
助成額	解雇等を行わない場合、中小企業10分の9、大企業4分の3（上限は日額8,330円（別途加算あり））
その他	6月30日までは事後申請が可能
申請先	愛知労働局 あいち雇用助成室 （郵送も可） 〒461-0003 名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 11F 052(219)5518 平日8時30分～17時15分 または 一宮公共職業安定所（ハローワーク一宮）起業支援部門 0586(45)2048 (31#) 平日8時30分～17時15分
問合せ先	あいち雇用助成室 または 助成金コールセンター 電話：0120(60)3999 全日9時～21時

助成金概要



D.生活資金等の融資、給付のご相談

一宮市社会福祉協議会



(1) 緊急小口資金・総合支援資金

- ・収入が減少した方、失業した方の生活資金を融資します。
- ・新型コロナに起因する融資では、貸付限度、据え置き期間、融資期間が緩和されています（**太字部分**）。また、無条件で無利子となります。

	緊急小口資金	総合支援資金
対象者	・新型コロナウイルスの影響で収入等が減少し、一時的な生活資金が必要	・新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少等で、日常生活の維持が困難
貸付上限	・10万円以内 ・学校休業等の場合、 20万円 以内	・2人以上：月額20万円以内 ・単身：月額15万円以内 (いずれも原則3か月分以内が上限)
融資期間	・据置期間： 1年以内 ・返済期間： 2年以内	・据置期間： 1年以内 ・返済期間：10年以内
申請先	一宮市社会福祉協議会 0586(85)7024 平日9時～17時15分	

(2) 生活支援臨時給付金（仮称）

対象者	世帯主の月間収入（2～6月のいずれか）が次のどちらかに該当する世帯 ・前年と比べ収入が減少し、【基準】を下回った ・前年と比べ収入が半減し、年収ベースで【基準】の2倍以下となった 【基準】月収10万円＋扶養親族等1人につき5万円
給付額	1世帯あたり 30万円
申請先	一宮市 （具体的な窓口は未定） ・原則として郵送での申請を想定
問合せ先	生活支援臨時給付金コールセンター 電話：03(5638)5855 平日9時～18時30分

制度概要
（総務省）



E.労働に関するご相談

新型コロナウイルスの影響によって、解雇、雇い止め、給与未払い、内定取消しなどの扱いを受けた場合、下記の窓口にご相談ください。

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課	052(972)0266	平日9時30分～17時
一宮総合労働相談コーナー （一宮労働基準監督所内）	0586(45)0206	平日8時30分～17時15分
ハローワーク一宮 職業相談 第二部門（就活生向け）	0586(45)2048 41#	平日8時30分～17時15分
尾張県民事務所産業労働課	052(961)8070	平日9時～17時30分
あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー	052(589)1405	土曜日10時～17時
連合愛知 地域ユニオン	052(684)0169	
連合 労働相談	0120(154)052	連合愛知につながります

F.税、社会保険料、公共料金等の支払猶予等

詳しくは、経済産業省ウェブサイト、または各問合せ先にご確認ください。

項目	内容	備考	問合せ先
納税	・売上 20%減を目安に、1 年間納税を猶予（担保、延滞税なし）	・法人税、消費税、申告所得税、固定資産税	
申告	・申告期限を 4 月 16 日（木）まで延長	・4 月 17 日（金）以降も柔軟に対応予定	
固定資産税 都市計画税	売上減少と減免率 ・30～50%減少：50%減免 ・50%以上減少：100%減免	・事業者向けの制度です ・今年 2 月～10 月のうち 3 か月で比較	中小企業庁 財政課 03（3501）5803
欠損金	・欠損金の繰戻し還付の対象者を、資本金 10 億円以下に拡大		
厚生年金	・一括納付が困難な場合、ご相談ください	・事業者向けの制度です	一宮年金事務所 0586（45）1418
市民税	・事業収入や給与の減少により、納税が困難な方は、ご相談ください		市 納税課 0586（28）8968 0586（28）8969
電気	・3～5 月分の電気料金の支払期日を 1 か月延長（中電の例）	・社会福祉協議会の緊急小口資金・生活支援資金の融資を受けていること	ご契約の電気、ガス事業者にお尋ねください
ガス	・2～4 月分のガス料金の支払期日を 1 か月延長（東邦ガスの例）		
水道	・2～5 月分の上下水道料金の支払期日を 2 か月延長		
市営住宅	・収入が減少し、家賃の支払が困難な方はご相談ください		一宮市市営住宅管理事務所 0586（28）8649
家賃	・主たる生計者が離職するなどし、家賃支払が困難な場合、住居確保給付金を支給	・世帯人数により上限あり ・世帯全員の預貯金上限など、各種条件あり	市 生活支援相談室 0586（28）9145
学費	・高等教育修学支援新制度（4/1～） ・貸与型奨学金	・収入減少後の所得見込みで判断	各学校の窓口 または 日本学生支援機構 0570（666）301

・テナント料については、3 月 31 日の国交相会見の中で、テナントから相談があった場合、柔軟な対応を要請するよう通知すると明らかにしています。

注：一部助成、特例対応等について、国の補正予算成立を前提としているものがあります。

【4 月 13 日更新】

- ・持続化給付金（P.5）の問合せ先を更新しました。
- ・固定資産税、都市計画税の減免（P.8）の問合せ先を更新しました。